

時代のトピック	都市計画関連法制の沿革	広島県の都市づくり
1894(明治27)日清戦争 1904(明治37)日露戦争 1914(大正3)第一次世界大戦	○東京市区改正条例(M21) ・近代国家の首都整備 ○耕地整理法(M32) ○旧都市計画法, 市街地建築物法(T8) ・東京, 横浜, 大阪, 名古屋, 京都, 神戸に適用 ○特別都市計画法(T12) ・震災復興のための土地区画整理 ○都市計画法改正(T12) ・地方主要都市25都市(人口9万以上)に適用 ○都市計画法改正(S8) ・全市に適用, 町村は条件により適用 ○内務次官通牒「都市計画調査及計画標準ニ関スル件」(S8) ○神宮関係特別都市計画法(S16) ・聖地計画, 神都計画 ○都市疎開実施要綱(S18) ○都市計画法戦時特例(S18) ・都市計画決定, 建築制限, 用途地域の規定停止 ○特別都市計画法(S21) ・全国115戦災都市の復興計画, 緑地地区の指定 ○土地利用, 施設, 事業に関する個別法制整備 ・建築基準法(S25) ・土地区画整理法(S29) ・都市公園法(S31) ・駐車場法(S32) ・下水道法(S33) 等	・宇品築港完成(M22) ・山陽本線県内全線開通(M30) ・県内初の耕地整理(甲奴郡甲奴町字本郷, 比婆郡庄原町大字庄原, 山県郡川迫村大字川戸)(M36) ・広島市, 呉市で都市計画区域指定(T12)
1923(大正12)関東大震災		・尾道市, 向島町で都市計画区域指定(S2) ・県内初の土地区画整理事業認可(福島町地区)(S2)
1927(昭和2)金融恐慌		・福山市で都市計画区域指定(S3) ・三原市, 府中市, 竹原市, 三次市で都市計画区域指定(S9) ・宮島に風致地区指定(S13) ・広島市で建物疎開133カ所指定(S18)
1937(昭和12)日中戦争		
1941(昭和16)太平洋戦争 1943(昭和18)本土空襲本格化		
1945(昭和20)原爆投下, 終戦 1946(昭和21)日本国憲法 1949(昭和24)シャープ勧告 1950(昭和25)朝鮮戦争, 金偏景気 国土総合開発法 1951(昭和26)ソフアンシノ講和条約		・戦災復興土地区画整理区域決定(S21) (広島西部復興・東部復興, 呉市戦災復興, 福山市戦災復興) ・広島平和記念都市建設法公布(S24) ・呉市が旧軍港市転換法を適用(S25) ・平和記念公園完成(S27) ・広島空港(現西飛行場)開港(S36) ・備後地区工業整備特別地域指定(S38) ・太田川放水路完成, 広島駅完成(S40) ・新広島国道開通(S41) ・広島都市圏「アップリッパ」調査[全国初](S42) ・区区分決定(広島圏)(S46) ・段原土地区画整理事業区域決定(S46) ・高陽新住宅市街地開発事業決定(S46) ・区区分決定(備後圏)(S48) ・賀茂学園都市基本計画策定(S50) ・沼田・石内地区の開発凍結宣言(S50) ・区区分決定(東広島)(S51) ・政令指定都市広島市誕生(S55) ・西部開発事業埋立竣工(S57) ・中国自動車道全線開通(S58) ・広島西部丘陵都市建設基本計画策定(S61) ・広島西部丘陵都市建設実施計画(H1) ・区区分決定(黒瀬町)(H3) ・中国横断自動車道広島浜田線開通(H3) ・呉地方拠点都市地域, 福山地方拠点都市地域の指定(H4) ・山陽自動車道開通(H5) ・広島空港(本郷町)開港(H5) ・新交通システム「アストラムライン」開通(H6) ・国営備北丘陵公園一部開園(H7)
1958(昭和33)～岩戸景気 1960(昭和35)所得倍増計画 千里NT事業開始		
1962(昭和37)新産都市建設促進法 1963(昭和38)新住宅市街地開発法 公害防止法	○新都市計画法(S43) ・区区分, 開発許可制度の導入 ・都市計画決定権限を地方公共団体に委譲 ○都市計画法, 建築基準法改正(S49) ・開発許可制度の未線引き区域への拡大 ○都市計画法, 建築基準法改正(S55) ・地区計画制度の創設	
1964(昭和39)東京五輪開催 東海道新幹線開通 工特地域整備促進法	○都市計画法, 建築基準法改正(S63) ・再開発地区計画の創設 ・地区計画制度の創設～集落地区計画等～ ・立体道路制度	
1965(昭和40)～いざなぎ景気 1966(昭和41)多摩NT事業開始 1969(昭和44)都市再開発法 農振法	○都市計画法, 建築基準法改正(H2) ・住宅地高度利用地区計画, 用途別容積型地区計画, 遊休土地転換利用促進地区の創設	
1970(昭和45)大阪万博開催 1971(昭和46)環境庁発足 1972(昭和47)日本列島改造論 1973(昭和48)第1次オイルショック 1974(昭和49)国土庁発足, 国土利用計画法	○都市計画法, 建築基準法改正(H4) ・市町村マス(市町村の都市計画に関する基本方針)の創設 ・用途地域の細分化 ・開発許可技術基準の見直し 等	
1975(昭和50)山陽新幹線全線開通 1985(昭和60)プラザ合意 1986(昭和61)バブル景気 1987(昭和62)集落地域整備法 1989(平成1)土地基本法 1991(平成3)バブル経済崩壊 1992(平成4)地方拠点法 1995(平成7)阪神淡路大震災 1997(平成9)環境影響評価法 1999(平成11)地方分権一括法	○被災市街地復興特別措置法(H7) ・土地区画整理事業の特例 等 ○都市計画法, 建築基準法改正(H9) ・地区計画の策定対象及び開発許可の対象範囲の拡大等 ○都市計画法, 建築基準法改正(H11) ・都市計画の自治事務化 ・市町村都市計画審議会を法定化 ○都市計画法, 建築基準法改正(H12) ・都市計画に関するマスタープランの充実, 線引き制度, 開発許可制度の見直し ・良好な環境の確保のための制度の充実 ・都市計画区域外における開発行為及び建築行為に対する規制の導入 ・既成市街地の再整備のための新たな制度導入 ・都市計画決定システムの透明化と住民参加の促進	

時代のトピック	都市計画関連法制の沿革	広島県の都市づくり
<p>2001(平成 13)国土交通省発足</p> <p>2002(平成 14)都市再生特別措置法公布</p> <p>2004(平成 16)景観法公布・都市緑地保全法・都市公園法改正(景観緑三法制定関連)</p> <p>2005(平成 17)国土形成計画法</p> <p>2008(平成 20)リーマンショック歴史まちづくり法公布</p> <p>2011(平成 23)東日本大震災地域主権一括法公布</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東日本大震災復興特別区域法 ・津波防災地域づくりに関する法律 <p>2012(平成 24)都市の低炭素化の促進に関する法律</p> <p>2013(平成 25)大規模災害からの復興に関する法律</p> <p>2014(平成 26)広島土砂災害</p> <p>2016(平成 28)熊本地震</p> <p>2016(平成 28)「都市農業振興基本計画」を閣議決定</p> <p>2017(平成 29)九州北部豪雨</p> <p>2018(平成 30)平成 30 年 7 月豪雨災害</p> <p>2019(令和 1)都市計画法・建築基準法制定 100 周年</p> <p>2020(令和 2)新型コロナウイルス感染症の世界的流行</p>	<p>○都市計画法, 建築基準法改正 (H14)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・提案制度など <p>○都市計画法改正 (H16)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・景観地区・特別緑地保全地区・緑地保全地域 ・緑化地域追加など ・特例容積率適用地区 <p>○都市計画法, 建築基準法改正 (H18)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模集客施設に係る立地規制の見直しなど(まちづくり三法改正関連) <p>○都市計画法改正 (H23)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市決定の都市計画に係る都道府県知事の同意の廃止(第 1 次一括法) <p>○都市計画法改正 (H24)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市計画決定権限の移譲(第 2 次一括法) <p>○都市計画法改正 (H25)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国土交通大臣への図書の送付の廃止(第 3 次一括) <p>○都市再生特別措置法改正 (H26)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・立地適正化計画等 <p>○都市緑地法等法改正 (H29)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生産緑地の規模引き下げ等 <p>○都市計画法, 建築基準法改正 (H29)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たな用途地域として田園住居地域を創設 <p>○都市再生特別措置法改正 (H30)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市のスポンジ化対策 <p>○都市計画法, 建築基準法, 都市再生特別措置法改正 (R2)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安全なまちづくり(災害ハザードエリアにおける新規立地の抑制等) ・魅力的なまちづくり(用途制限の緩和等) ・立地適正化計画における防災指針の記載の追加 	<ul style="list-style-type: none"> ・紙屋町地下街(シャレオ)開業 (H13) ・びんご広域運動公園全園開園 (H14) ・広島国際コンテナ・ミナル及び広島港宇品旅客ターミナル供用開始 (H15) ・都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例施行 (H15) ・都市計画区域マスタープランの決定(27 区域) (H16) ・福山コンテナ・ミナル供用開始 (H17) ・せら夢公園開園 (H18) <p>・都市計画区域マスタープランの決定(26 区域) (H23)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国営備北丘陵公園全園開園 (H24) ・尾道市, 竹原市 歴史的風致維持向上計画認定 (H24) ・東広島, 川尻安浦, 江田島都市計画区域の変更・決定 (H25) ・因島瀬戸田都市計画区域の決定 (H26) ・中国横断自動車道尾道松江線, 東広島・呉自動車道全線開通 (H27) ・広島駅南口 B, C ブロック市街地再開発事業完成 (H28) ・JR 山陽本線寺家駅開業 (H29) <ul style="list-style-type: none"> ・コンパクトプラスネットワークモデル都市第 2 弾選定(三原市) (H30) <ul style="list-style-type: none"> ・特定用途誘導地区指定(廿日市市) (R1) ・広島県都市計画制度運用方針の改定 (R1) ・8.20 土砂災害 砂防・治山に関する施設整備計画に基づく砂防堰堤完成(広島市) (R2) ・特定都市再生緊急整備地域指定(広島市) (R2) ・都市計画区域マスタープランの決定(3 圏域・22 区域) (R2)